

笠 松 町
第 5 次 総 合 計 画
（序論・基本構想）

平成 23 年 1 月

目次

I	序論.....	1
1	総合計画の趣旨.....	2
2	計画の構成.....	2
3	社会潮流.....	4
4	本町の現状.....	7
5	住民意識調査からみる本町.....	12
6	本町のまちづくりの課題.....	14
II	基本構想.....	17
1	まちづくりの理念.....	18
2	まちづくりの将来像.....	18
3	将来人口.....	21
4	土地利用構想.....	22
5	基本方向.....	23

I 序論

1 総合計画の趣旨

現在、わが国は少子高齢化の進行や高度情報化社会の到来、地球環境問題への対応、住民ニーズの多様化、景気悪化による税収の減少など、めまぐるしい変化の途上にあり、さまざまな課題に直面しています。

このような状況下で、本町においては、これらの課題に的確に対応し、住民相互の絆を深め、魅力あるまちづくりを実現することが求められています。住民と行政のパートナーシップのもと、計画的なまちづくりの方向性を示すとともに、総合的かつ効率的な行政運営を行っていく必要があります。

そこで本町では、今後の社会情勢の変化や財政状況などを勘案した上で、住民と行政のまちづくりの行動指針となる「笠松町第5次総合計画」を策定します。

2 計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」および「実施計画」で構成するものとします。計画の対象は、町が主体となる施策や事業としますが、国や岐阜県の関連計画および広域的視点から周辺市町との連携にも配慮したものとします。

(1)基本構想

本町のまちづくりの基本理念やめざす将来像を明らかにし、住民と行政が協働で推進する「まちづくりの方針」として位置づけ、平成 23 年度からの 10 年間における住民と行政の共通の指針とします。

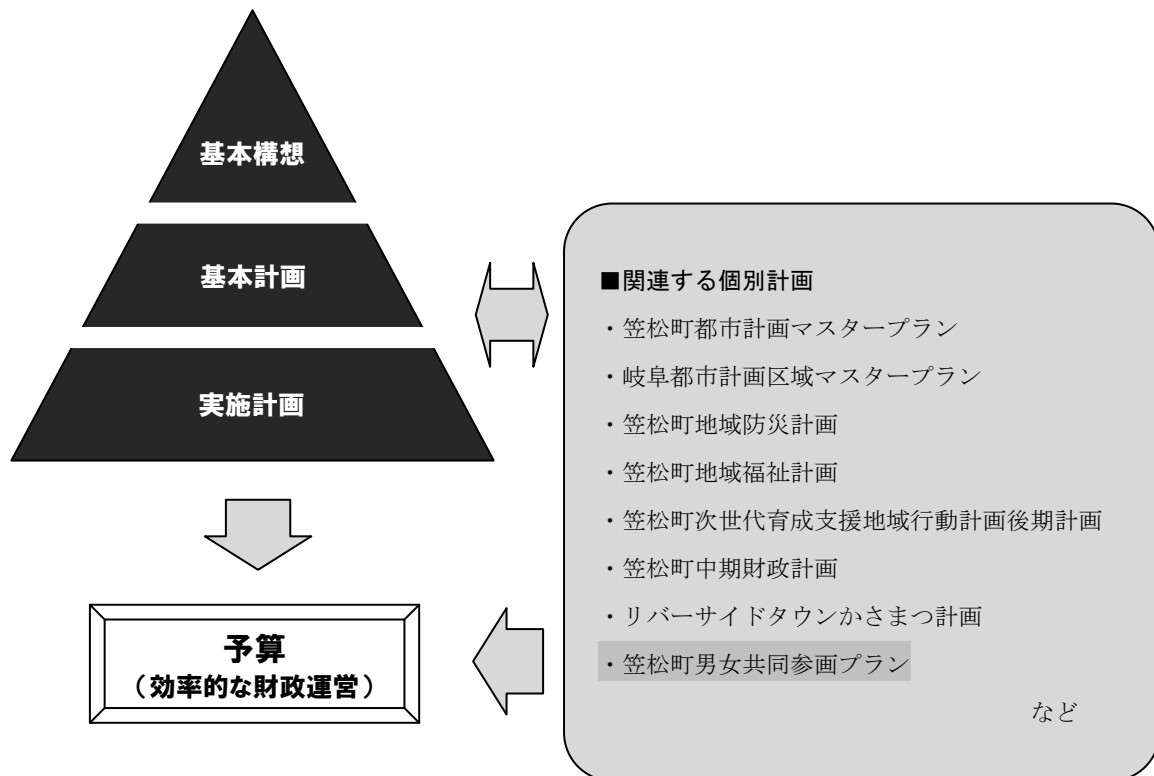
(2)基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するため、各分野にわたって特に取り組むべき各施策の方針と具体的内容を明らかにするものです。また、実現性を確保するため、あわせて「まちづくり指標（数値目標）」を設定します。計画期間は 10 年間とし、社会経済環境の変化などへの的確な対応を図るため、中間年度に進捗状況を検証し、必要な見直しを行います。

(3)実施計画

基本構想における理念や、基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするとともに、毎年度の予算編成の指針とします。計画期間は 3 年間とし、毎年度ローリング方式で見直します。

■計画の構成（イメージ図）



■計画の期間

平成									
23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
基本構想 10 年間									
基本計画 10 年間（中間年度見直し）									
実施計画 3 年間 実施計画 3 年間 実施計画 3 年間 ※毎年度ローリング									

3 社会潮流

(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

全国的に少子高齢化が進行するとともに、わが国の総人口は平成 17 年に減少に転じ、本格的な人口減少社会¹を迎えています。これにより、地域活力の低下や労働力人口の減少、社会保障費の増大などが懸念されています。

これからの社会においては、地域における健康づくりや生きがいづくりとともに、元気な高齢者の就労拡大が期待されています。また、男女共同参画の推進による女性の社会進出を進めるとともに、子育て支援策の充実やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）²の普及による本格的な少子化対策の推進が求められています。

(2) 経済・雇用状況の変化

アメリカ発の世界的な景気後退、東アジアを中心とする急速な経済成長と産業構造の高度化のなかで、日本国内の景気は低迷し、失業率や有効求人倍率の悪化が続いています。さらに、「格差社会」と言われるように、地域間、産業部門間の格差が拡大しており、年金や保険制度における持続の可能性を含め、経済や雇用の先行きに対する不透明感が高まっています。

また、経済のグローバル化が進展するなか、日本の持つ優れた技術力やアニメ、ファッションなどの文化力への期待が高まっており、高い付加価値を生み出す人材の育成に向けての、教育への投資がますます重要になっています。

(3) 環境保全と安全への関心の高まり

地球環境問題の深刻化により、低炭素社会³や循環型社会⁴の構築、生物多様性⁵の保全など、世界的な環境意識が高まっており、国際的な枠組みづくりが進んでいます。こうしたなか、エコロジーをキーワードとしたエコ家電やエコカー、エコ住宅の普及など、環境に配慮したライフスタイルに新たな価値が見出されています。

¹ 人口減少社会

平成 17 年の国勢調査結果で、平成 17 年 10 月 1 日現在の総人口が前年（平成 16 年）10 月 1 日現在の推計人口を下回っていることが判明した。10 月 1 日現在の人口が前年を下回ったのは、第 2 次世界大戦後初めてのことであり、わが国が「人口減少社会」に突入したことが明確となった。

² ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態にすること。

³ 低炭素社会

地球温暖化の影響による被害が最小となるよう、温室効果ガスの排出の量の削減、温室効果ガスの吸収作用の保全および強化並びに地球温暖化に対する適応が行われ、創造的で活力ある持続的な発展が可能となる社会のこと。

⁴ 循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合においては適正に循環的な利用が行われることが促進され、また、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

⁵ 生物多様性

さまざまな生態系が存在すること、並びに生物の種間および種内にさまざまな差異が存在すること。

また、近年、大規模な自然災害や感染症の発生、犯罪の続発などを背景に、安全に対する意識も高まっています。

今後、世界の人口・経済の拡大により、化石エネルギー資源の枯渇が懸念されるとともに、生態系の破壊や経済社会活動による国土や地球環境への負荷の増加なども顕在化してきており、わが国は、高い技術力に根差した環境技術先進国として、環境や安全に対する国際的な期待が高まっています。

(4)高度情報化社会の進展

携帯電話やインターネットなどの急速な普及や、社会現象となったタブレット型携帯端末の発売にみられる高度情報化社会の進展は、生活の利便性や産業の生産性の向上だけでなく、人と人とのつながり方を含め、あらゆる社会生活に大きな変化をもたらしています。このような状況を踏まえ、国民生活の向上や産業などの地域活性化、行政情報の公開を促進するために、インターネットを活用した地域の情報化への取り組みがより一層必要となっています。

また、情報通信技術の発達により、遠隔地においても高度な情報へのアクセスが容易になることから、産業立地の分散や自宅勤務など勤務形態の多様化が進むとともに、地域防災やセキュリティの確保、医療・介護などのさまざまな分野における技術の応用が期待されており、ICT（情報通信技術）⁶を活かしたまちづくりの展開が求められています。

(5)住民参画の拡大と新しい公共

社会の成熟化や価値観の多様化などにより、ボランティア活動やNPO⁷活動などが活発化しています。「当事者意識を持ち、人の役に立ちたい」という意識のもと、誰にでも居場所と出番があり、みんなが人に役立つことの喜びを大切にする社会、新しい公共づくりが始まっています。

今後、住民参画の動きを積極的にとらえ、個人、企業などの社会への貢献意識をさらに促すとともに、地域における地縁型のコミュニティや、NPO団体などの新しい活動との連携強化を図っていくことが求められています。

⁶ ICT[Information and Communication Technology]（情報通信技術）

IT（情報技術）に、コミュニケーション（通信、意思疎通）の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること。

⁷ NPO[Nonprofit Organization]

さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

(6)地方分権のさらなる進展

平成 12 年の「地方分権一括法⁸」の施行、さらに平成 18 年の「地方分権改革推進法⁹」の成立により、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することとなりました。また、平成 19 年の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律¹⁰」の成立にともない、財政の健全化を踏まえた体制づくりが求められています。

平成 22 年には「地域主権戦略大綱」が策定され、基礎自治体への権限移譲の議論が本格化してきています。

今後、より一層少子高齢化が進行し、全国的な人口減少の局面を迎え、財政支出がふくらむ反面、税収増を期待できない状況が懸念されており、こうした課題に対応するため、行財政の仕組みの転換が迫られています。

⁸ 地方分権一括法

地方分権改革の柱として、平成 9 年 7 月の国会により、475 本の法律改正案から成る法案として成立し、平成 12 年 4 月 1 日から施行された。これにより、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化などが図られた。

⁹ 地方分権改革推進法

地方分権改革の推進について、その基本理念や国と地方双方の責務、施策の基本的な事項を定め、必要な体制を整備することを目的とした法律。平成 18 年 12 月に成立し、平成 19 年 4 月 1 日から施行された。

¹⁰ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

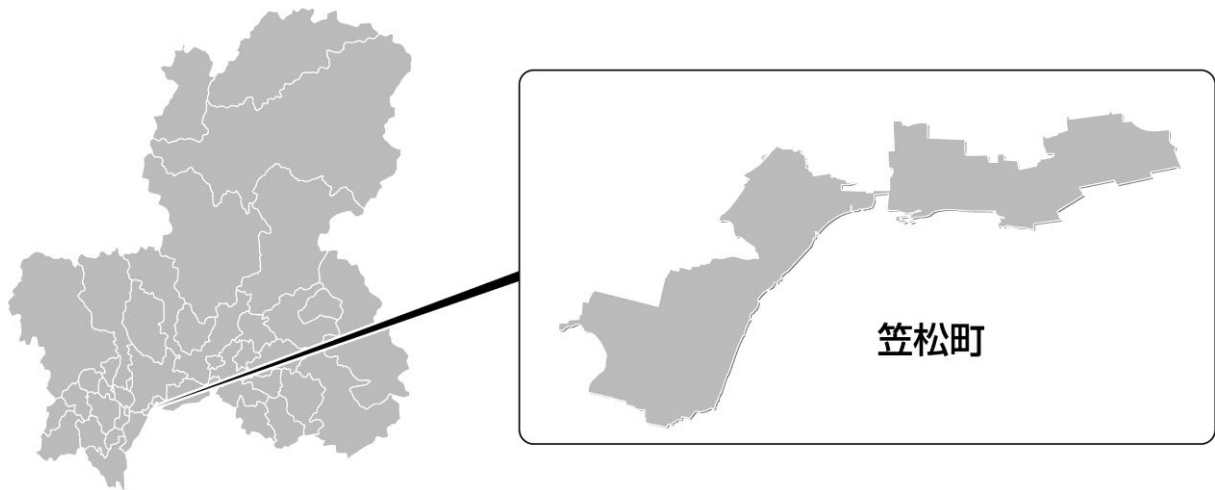
平成 19 年 6 月に公布され、平成 21 年 4 月に全面施行された。財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るため、地方公共団体の財政の全体像を明らかにすることとされている。

4 本町の現状

(1)地勢

本町は、岐阜県南部の濃尾平野に位置し、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、一宮市に隣接しています。木曽川右岸に沿って帯状に広がる低地にあり、西に養老山脈と伊吹山、北に回って金華山、さらに御嶽山などが眺望できます。北部の境川、南部の木曽川にはさまれた旧輪中地帯の一部でもあり、これを地理上からみると、東経136度45分58秒、北緯35度21分51秒、海拔10.81メートルであり、本町の面積は10.36平方キロメートルで、その面積のおおよそ3分の1は木曽川が占める、岐阜県下で3番目に小さな面積の自治体となっています。

また、岐阜市と名古屋市を結ぶ最短ルートにあり、木曽川に架かる国道などの主要道路、JR・名鉄の橋は5つを数えます。



(2)歴史・沿革

本町は、古くから水陸の交通の要衝として開け、木曽川を通じて岐阜と名古屋を結ぶ重要な地でした。

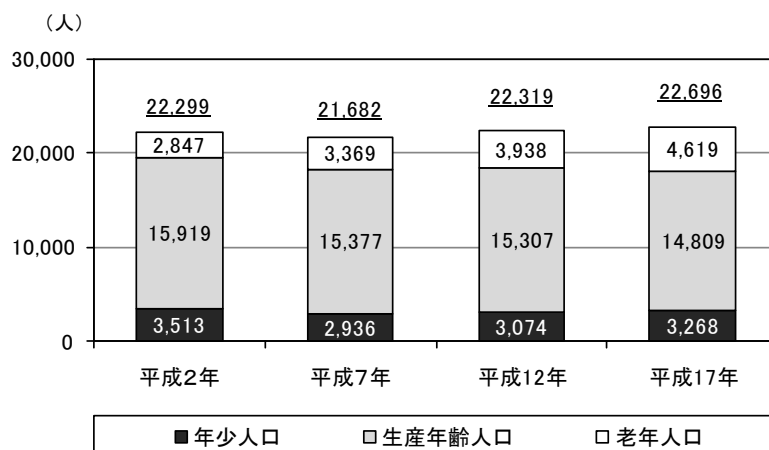
江戸時代には幕府直轄地として笠松陣屋、明治維新後は笠松県が置かれ、明治6年3月に岐阜へ移庁するまで県政を執った岐阜県政発祥の地です。

明治22年7月の町制施行により笠松町となり、昭和25年に松枝村、同30年に下羽栗村と合併し、平成21年の町生誕120年を経て今日に至っています。

(3)人口・世帯の状況

人口は、微増傾向にあります。特に老年人口が増加傾向にあります。

■人口の推移

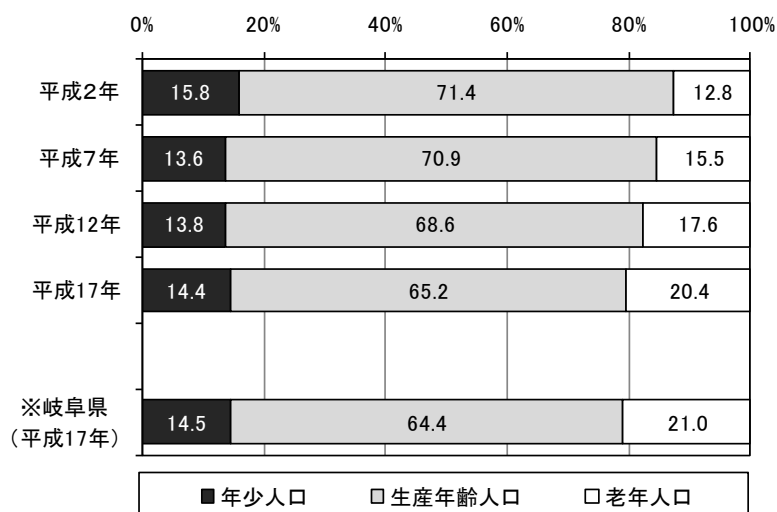


資料：国勢調査

※年齢不詳人口を含んでいるため、平成2年の合計は内訳の合計と一致しません。

平成17年の岐阜県との比較では、構成比が同程度にあります。

■年齢区分別割合の推移

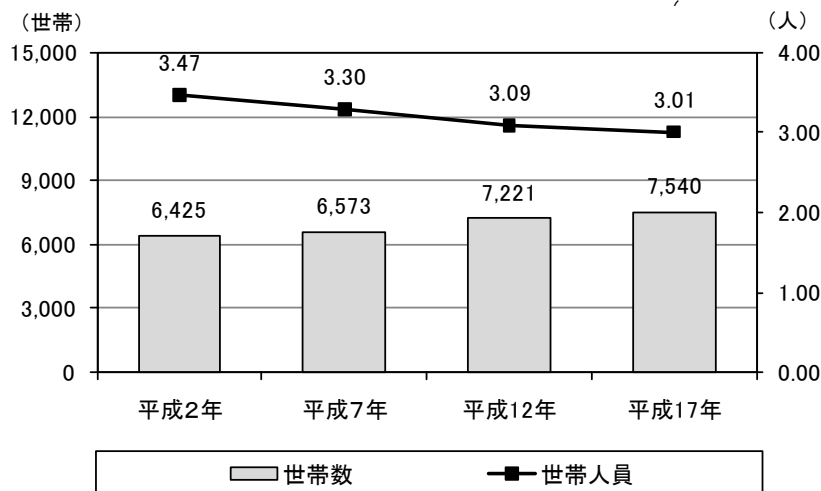


資料：国勢調査

※年齢不詳人口の関係により、合計が100%にならない場合があります。

世帯数は増加傾向、世帯人員数は減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいます。

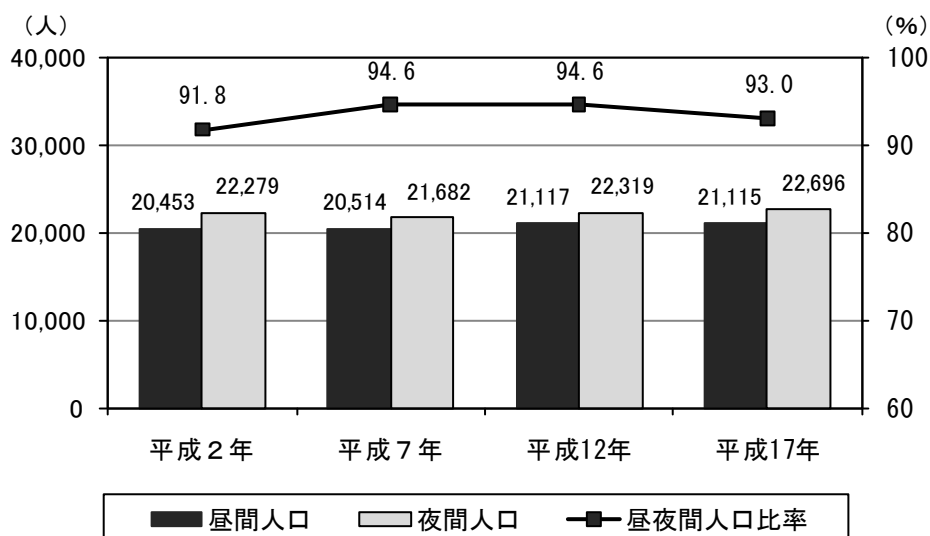
■世帯数・1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

町外への通勤・通学者が多くなっています。

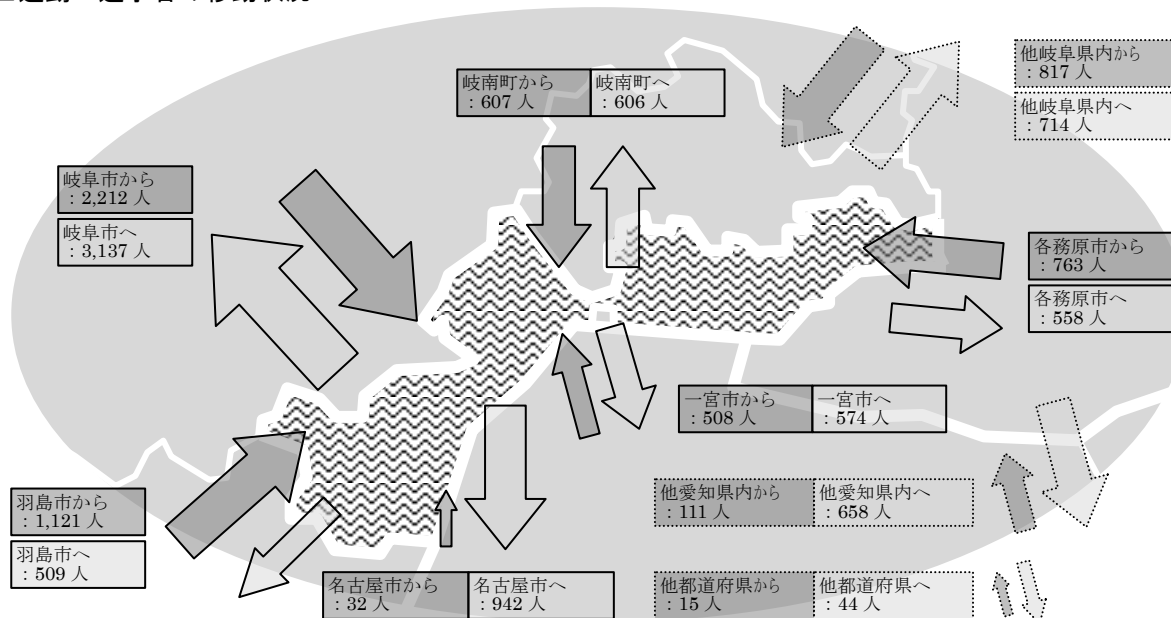
■昼夜間人口の推移



資料：国勢調査

岐阜市からの移動、岐阜市への移動が、特に多くなっています。

■通勤・通学者の移動状況

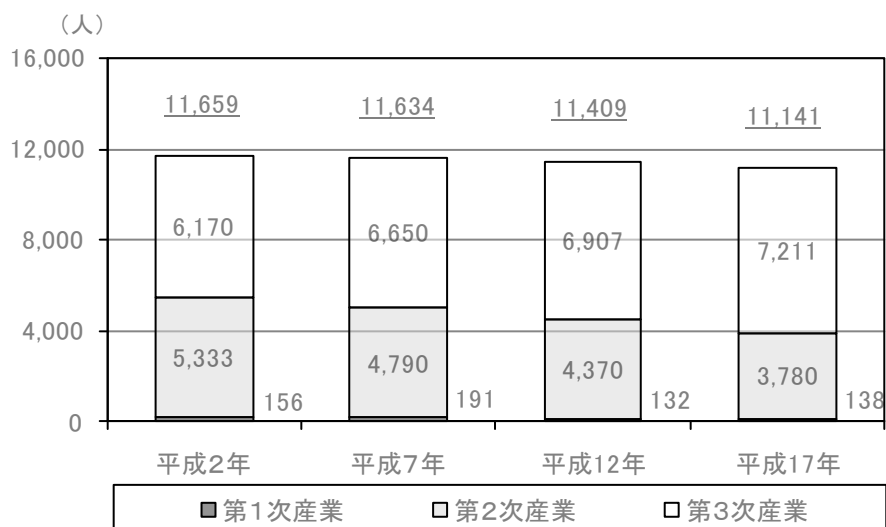


資料：国勢調査（平成 17 年）

（4）産業の推移

就業者総数は微減傾向ですが、第3次産業就業者（商業・サービス業など）は増加傾向にあります。

■産業別就業者数の推移



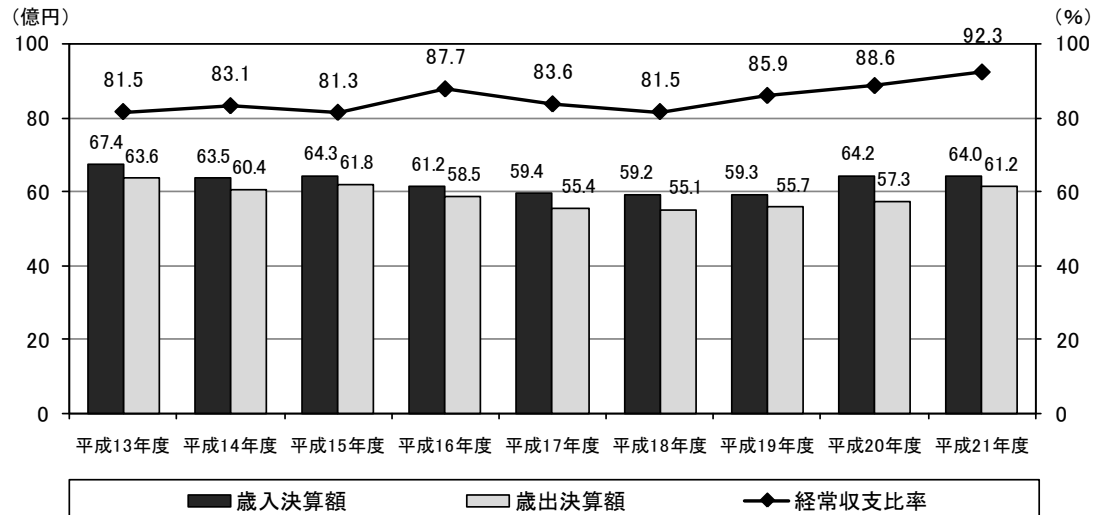
資料：国勢調査

※総数には、「分類不能の産業」を含みます。

(5) 財政の状況

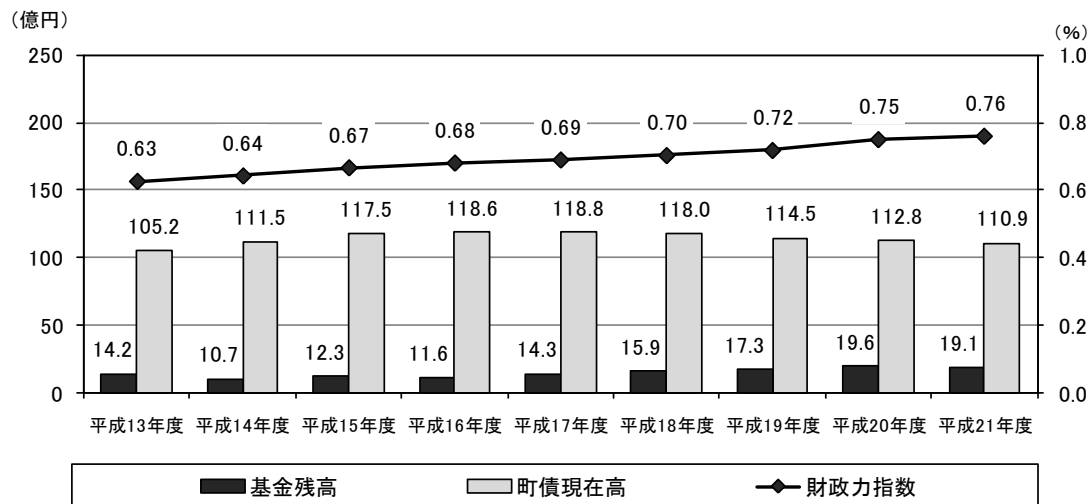
財政の硬直化が進んでおり、余裕を持った財政運営が難しくなっています。

■歳入決算額¹¹および歳出決算額¹²と経常収支比率¹³の推移



資料：企画課

■基金残高¹⁴および町債現在高¹⁵と財政力指数¹⁶の推移



資料：企画課

¹¹ 歳入決算額

町税や地方消費税、地方交付税交付金、町債などをすべて加えた歳入の総合計

¹² 歳出決算額

義務的経費や投資的経費にその他の経費をすべて加えた歳出の総合計

¹³ 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標で、歳出決算額に占める経常的な経費の割合

¹⁴ 基金残高

将来的な歳出に備えた基金で、財政調整基金、減債基金、特定目的基金を合わせた総合計

¹⁵ 町債現在高

資金調達のために町が発行する公債の残高

¹⁶ 財政力指数

財政力を判断する指標。地方交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除したもので、過去3か年度の平均値を用います。この数値が高いほど財源に余裕があるとされています。

5 住民意識調査からみる本町

本計画を策定するにあたり、行政施策の各分野における住民ニーズを把握し、今後の行政運営に活用していくため、平成 21 年度に住民意識調査を実施しました。

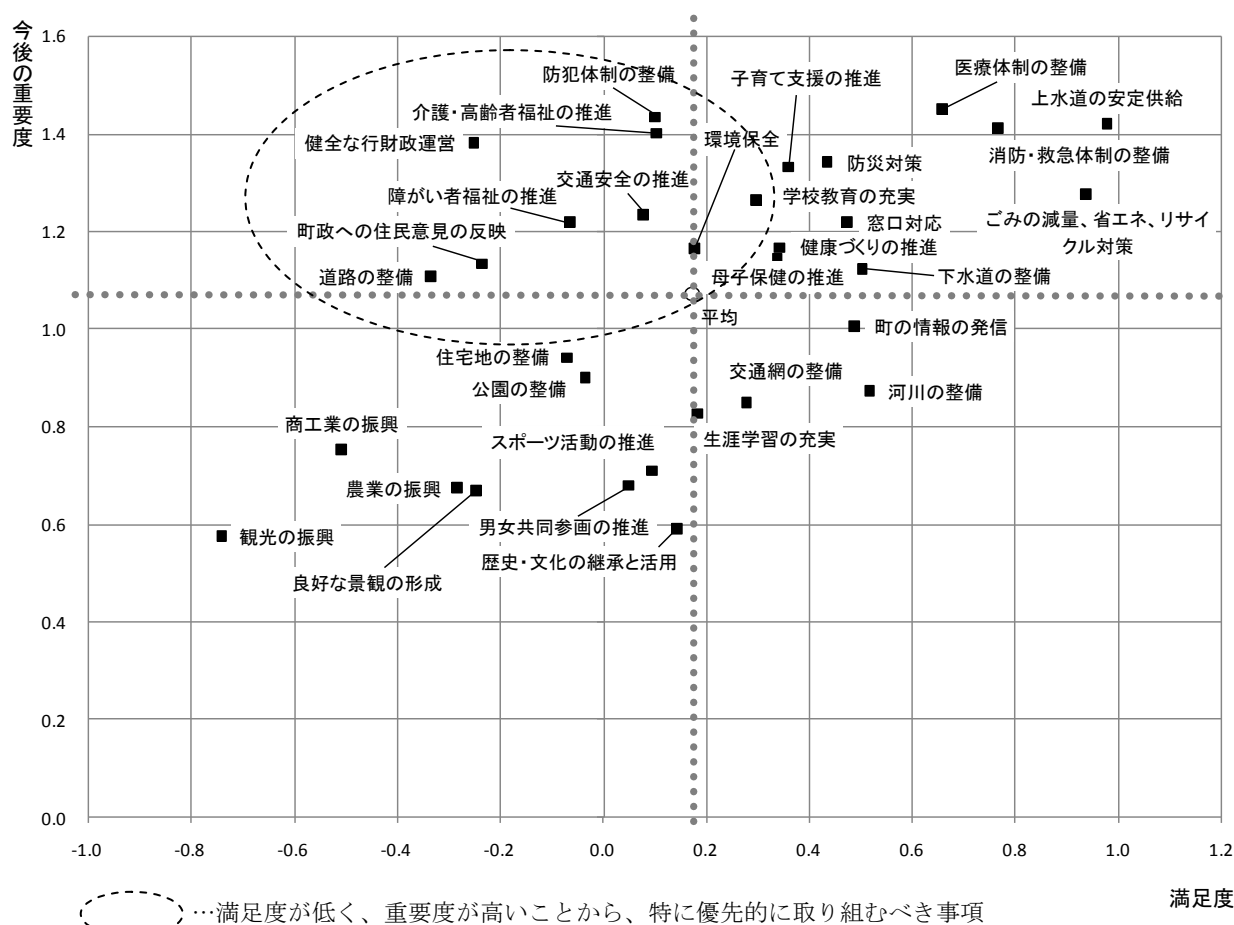
■調査概要

【一般住民】：平成 21 年 10 月 1,022／2,000 名（回収率 51.1%）郵送配布回収
 【中学生】：平成 21 年 11 月 184／184 名（回収率 100%）直接配布回収

（１）行政施策に対する住民の意識

行政施策の分野別に住民意識調査の結果をみると、福祉や安全・安心に関係する分野を重視する意見が全体的に多くなっています。

■行政施策の満足度・重要度（一般住民）

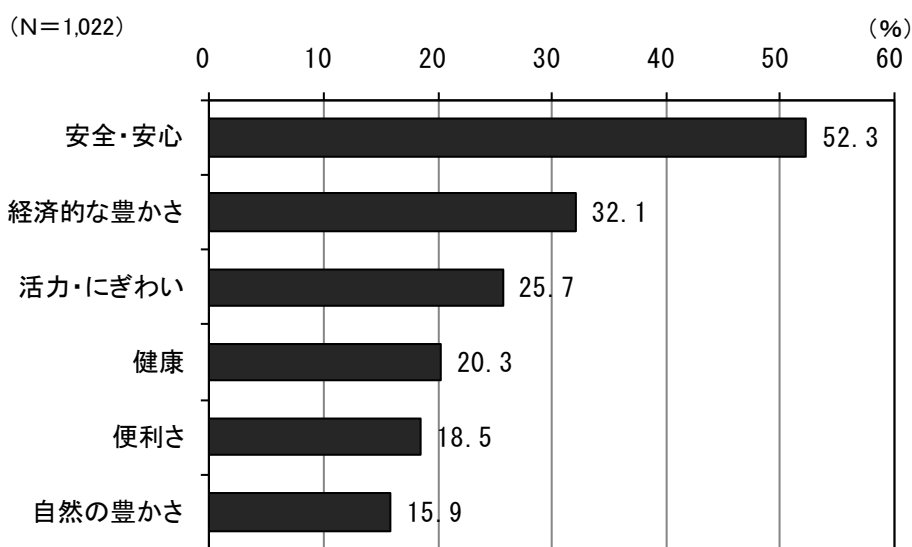


資料：平成 21 年度住民意識調査

(2)まちの将来像について

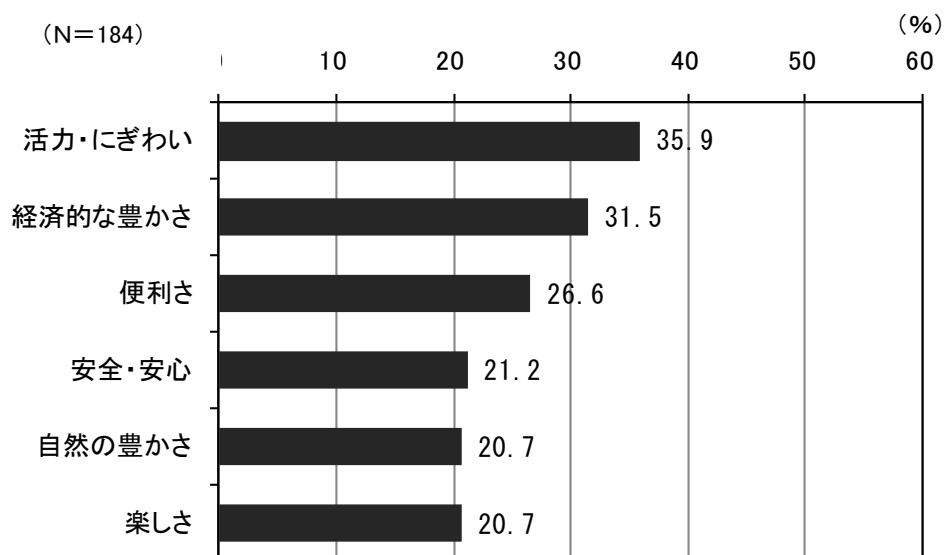
今後、本町がめざすべき将来像についての調査結果をみると、「安全・安心」が群を抜いて多く、特に住民から求められていることがわかります。次いで「経済的な豊かさ」や「活力・にぎわい」が求められており、中学生調査でも関心が高くなっていることから、若者の定住に向けて、雇用・所得の安定や産業の活性化などに関する取り組みを強化していく必要があると考えられます。

■まちの将来像（一般住民）



資料：平成 21 年度住民意識調査

■まちの将来像（中学生）



資料：平成 21 年度住民意識調査

※Nは、集計対象者の総数を表しています。

6 本町のまちづくりの課題

(1)保健・医療・福祉や人権について

本町では、民間総合病院をはじめとする医療体制が充実しており、少子高齢化が進むなか、介護施設や保育所などの各種福祉施設についても充実を図ってきました。住民意識調査においても、医療体制の充実や介護・高齢者福祉の推進、子育て支援の推進への住民の関心は、他分野に比べ高くなっています。

少子高齢化に対応した健康づくりの取り組みや医療体制のさらなる充実とともに、各種福祉施策の推進が求められています。

また、住民誰もが支え合い、ふれあうことができるあたたかな人間関係づくりの基礎として、一人ひとりの人権尊重の意識づくりが大切となっています。

(2)教育・文化について

本町では、学校と地域の連携のもと「夢と希望をはぐくむ教育」の充実を目指して取り組んできました。住民意識調査においても、学校教育の充実への関心が高くなっています。また、公民館などの利用も活発になっており、生涯学習に対する住民ニーズも高まりつつあります。

ライフスタイルの多様化などを背景に、生涯学習やスポーツ、文化芸術活動においてもさまざまな住民ニーズがみられるなか、「生きる力」をはぐくむ学校教育の充実や、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりが必要となっています。

(3)経済・住民活動について

本町では、農業、商工業ともに従事者数や販売総額が下降傾向にありますが、中学生への住民意識調査においては、とりわけ、活力やにぎわいのあるまちへの関心が高くなっています。今後、若い世代の定住を進めるためにも、地域ブランドの確立や地域資源、風土を活かした産業の振興が求められています。

また、住民自身による地域活動も近年活発になってきており、住民意識調査によると、住民の7割強で、町内会活動やボランティア活動といった、何らかの地域活動へ参加経験や参加希望がみられます。地域の活力の基本となる住民活動についても、より一層、活性化を図る必要があります。

(4)都市基盤について

本町では、名鉄笠松駅のバリアフリー¹⁷化や各種公共施設の耐震化を進めてきました。

今後、木曽川河川敷の活用や公園の整備など、基盤となる各種インフラの整備ともに、快適で住みよいまちに向けて、計画的な土地利用の推進が求められています。

また、世界的に省エネやリサイクル、生物多様性などの環境保全意識が高まりつつあるなか、身近な住民生活からはじめる環境保全の取り組みが重要となっています。

(5)防災・防犯・交通安全対策について

大規模な自然災害や、凶悪化する犯罪に対し、住民の不安が高まっています。

災害や犯罪への対策においては、地域での取り組みが大きな力を発揮することから、住民と行政の協働による地域防災活動や防犯活動、交通安全の推進など、あらゆる住民生活の場面での協働の取り組みを進めていく必要があります。

(6)協働のまちづくりと町政運営について

本町では、年々、財政が硬直化してきており、住民意識調査においても、健全な行財政運営への関心が高くなっています。

今後は、限られた財源のなかで効果的で効率的な施策の展開を図っていくことに加え、行政と住民の適切な役割分担による協働のまちづくりを進めることが必要となっています。そのためには、窓口対応や町の情報の発信、町政への住民意見の反映機会を充実するなど、情報の共有や意見交換の仕組みづくりが必要です。

¹⁷ バリアフリー

本来、住宅建築用語で使用するもので、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

II 基本構想

1 まちづくりの理念

本町では、第4次総合計画により地域の特性を活かした「笠松独自の魅力づくり」と、住民と行政それぞれの力と知恵の調和による「住民と行政との新たなパートナーシップづくり」によるまちづくりを進めてきました。

第4次総合計画の期間中には、「道徳のまち笠松」をめざし、平成19年の条例施行など、社会貢献の精神や道徳心、マナー・ルールを大切にする風土と人づくりへの取り組みや、「木曽の流れと共に 未来へ続け！笠松町」をスローガンに平成21年に実施された町生誕120年事業などをはじめとしたさまざまな施策によって、まちづくりを推進してきました。

これから進める新たなまちづくりでは、これまでの成果と進むべき方向性を継承しつつ、新たな社会環境の変化や地域課題に対応した、将来に向けて持続可能なまちをめざしていきます。

本計画では、本町の持つ歴史や文化、清流木曽川に代表される恵まれた自然など個性ある資源との共生と活用、多様な住民や地域がお互いを認め合いながら共に成長し、それぞれの個性を魅力へと高めるとともに、住民と行政がそれぞれの役割をしっかりと担い、協力し合うことで、町全体が調和ある輝きを放つような一体感の醸成をめざし、「個性”を活かし”調和”を大切にしたまちづくり」をこれから進めるまちづくりの理念とします。

【まちづくりの理念】

“個性”を活かし“調和”を大切にしたまちづくり

2 まちづくりの将来像

まちづくりの理念に基づき、これまでにあげられた課題に対して、本町の人や地域、自然、歴史文化などのさまざまな個性が、調和を大切にしながら、それぞれが高め合い、より一層の輝きを放つことができるよう、まちづくりの将来像を「清流木曽川に抱かれた“ひと・まち・自然”輝く創造文化都市」と設定します。

【まちづくりの将来像】

清流木曽川に抱かれた“ひと・まち・自然”輝く創造文化都市

笠松町でめざす将来像「清流木曽川に抱かれた“ひと・まち・自然”輝く創造文化都市」を達成するために、特に以下のような具体的な姿を描き、重点を置きながら、今後 10 年の取り組みを総合的に進めます。

(1) 「ひと」を活かしたまちづくり

ひと

「道徳」を、住民の精神的な生活に「文化」として根付かせるため、「笠松町道徳のまちづくり条例」を広く普及・啓発し、美しい心を持つ“笠松人”をはぐくみます。

特にまちの未来を担うこととなる子どもや若者を、厳しく、そしてあたたかく見守り、導くことができるよう、青少年健全育成事業の推進や、学校・家庭・地域の連携強化により、人が人を思いやり、お互いを大切にするまちをつくります。



(2) 「地域」を活かしたまちづくり

笠松町に住む人々が求める安全で安心な環境。それは地域のつながりや、住民活動から生まれます。これからの 10 年は、住民と行政との「協働」で地域づくりを進めることが重要になります。「協働」の考え方を広く普及するとともに、住民に最も身近な町内会活動や、NPO、ボランティア活動への支援を通じ、それぞれの地域を舞台に、個性あふれるいきいきとした活動から感動が生まれるまちをつくります。



(3) 「自然」を活かしたまちづくり

私たちの祖先は、時に脅威となる自然環境と共生しながら、まちを発展させてきました。身近な暮らしの中で、歴史や文化を生かしたうるおいのある景観づくりや環境保護活動を進め、みんなが自然や景観について考え、共生するまちをつくります。



3 将来人口

(1)総人口の設定

全国的な少子高齢化の進行とともに、本格的な人口減少社会を迎えているなか、本町においても人口の減少が予測されています。

人口減少社会のなか、本町においては、今後もこれまで進めてきたまちづくりを継続し、恵まれた立地特性や地域が持つさまざまな特性を活かし、より一層この地に住む魅力を高めていくことにより、目標年次（平成 32 年）における人口を 22,500 人とします。

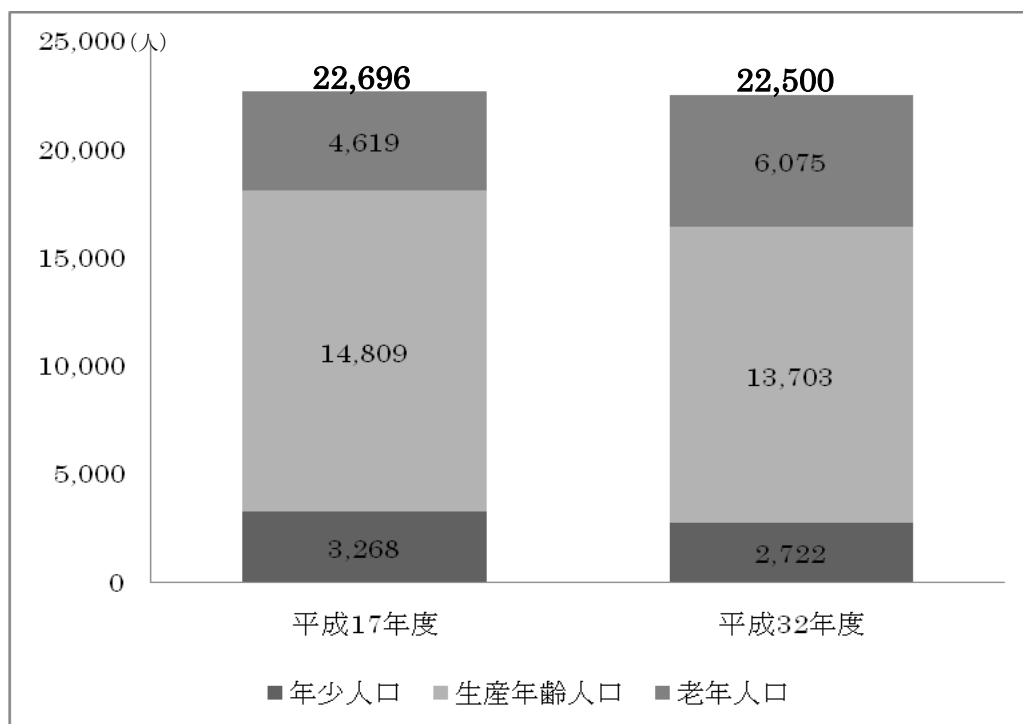
22,500 人

(2)年齢階層別人口の設定

社会的要因などを背景に、65 歳以上の老年人口は将来に向け急激に増加すると予測されます。

また、0～14 歳までの年少人口および 15～64 歳までの生産年齢人口については減少することが予測され、目標年次の年齢 3 区分別の人口を次のとおり想定します。

■年齢階層別人口の設定



資料：平成 17 年国勢調査（平成 32 年度は目標値）

4 土地利用構想

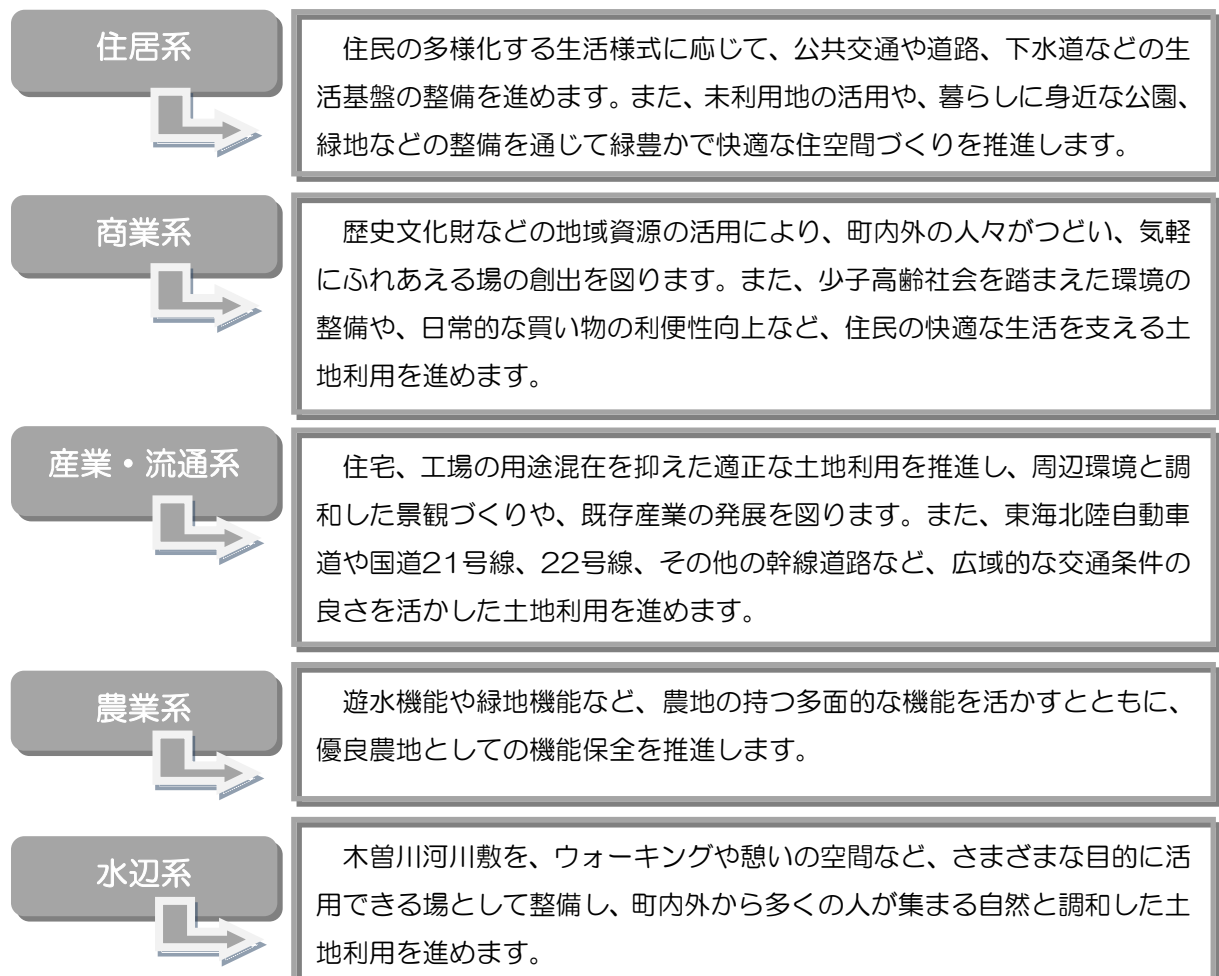
(1)土地利用の基本方針

木曽川の自然環境や優位な立地条件、現在まで受け継がれてきた地域文化など、本町の特性や地域資源を活かしながら、人々が安心して安全にいきいきと暮らすことができるよう、以下の視点で、土地利用を進めます。

- ◆自然環境や地域文化との共生と、次世代への継承。
- ◆災害などに対する、住民生活や社会活動の安全性の確保。
- ◆町内外の盛んな交流の創出による、活性化の推進。
- ◆持続可能なまちづくりの視点や経済状況に応じた、効率的で効果的な土地利用。
- ◆周辺市町との整合を図り、広域的視野に立った計画的な土地利用。

(2)利用区分別土地利用の考え方

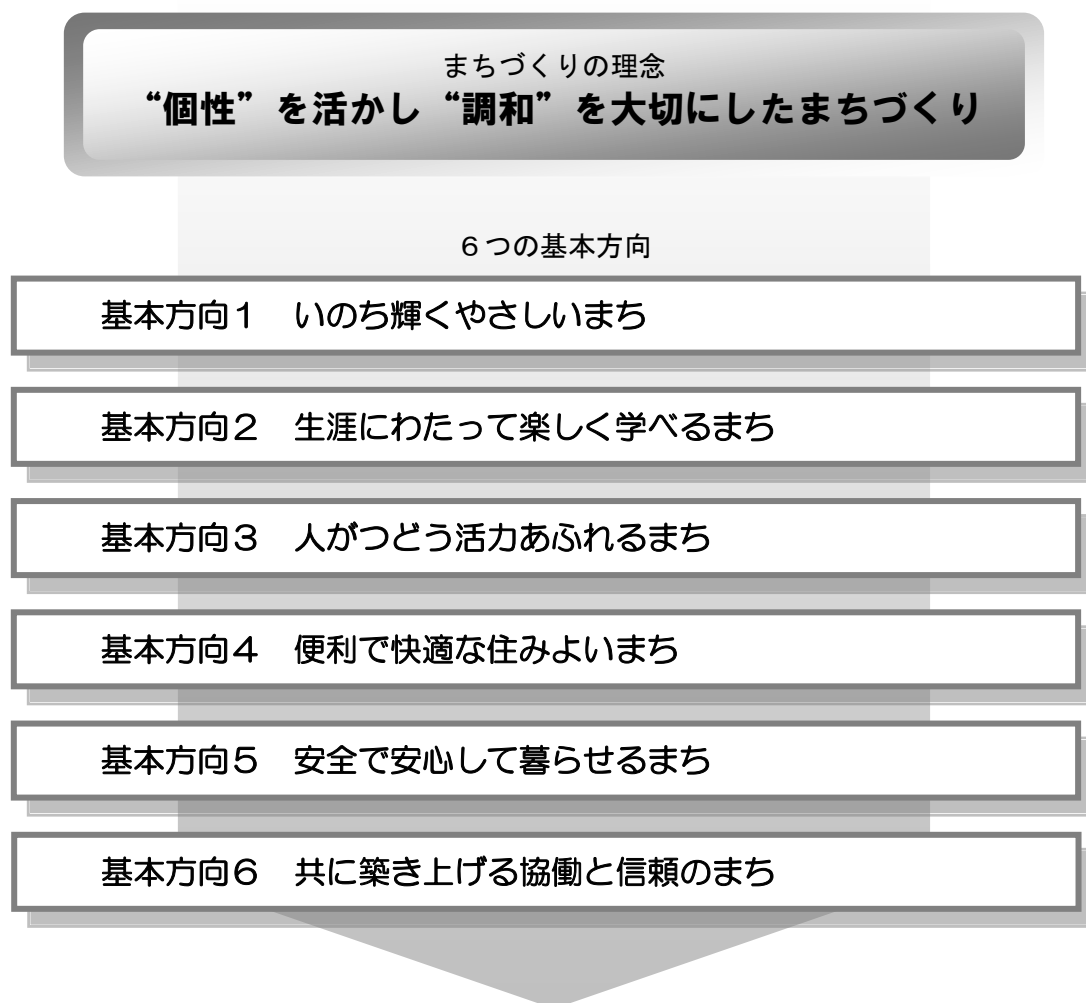
基本方針で示した、それぞれの方向性を踏まえた上で、利用区分別の土地利用について、次の通り推進します。



5 基本方向

これからの新しいまちづくりの基本理念となる「個性」を活かし「調和」を大切にしたいまちづくり」を踏まえ、将来像である「清流木曽川に抱かれた“ひと・まち・自然”輝く創造文化都市」の達成に向けて、6つの基本方向を定め、それぞれの施策を展開します。

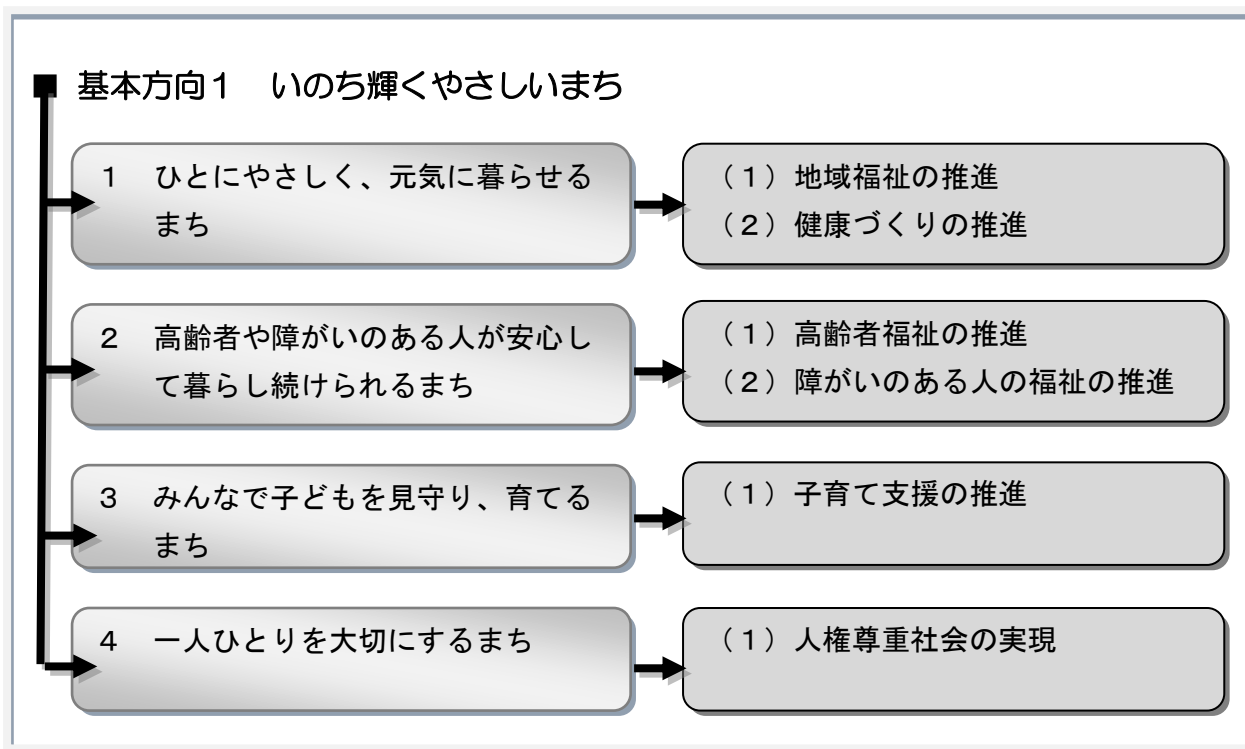
【まちづくりのイメージ図】



清流木曽川に抱かれた
“ひと・まち・自然”輝く
創造文化都市

基本方向1 いのち輝くやさしいまち

すべての人が安心して自立した生活を送ることができるよう、地域福祉を進めるとともに、一人ひとりの健康づくりを支援します。また、高齢者や障がいのある人、子どもや子育て家庭に対する支援の充実と人権意識の醸成により、いのち輝くやさしいまちをつくりま



【政策】

1 ひとにやさしく、元気に暮らせるまち

身近な地域で、お互いに助け合い、支え合える地域づくりを進めます。また、いつまでも健康で、できる限り自立して生活できるよう、住民自身の健康づくり活動を支援します。

2 高齢者や障がいのある人が安心して暮らし続けられるまち

高齢者や障がいのある人への生きがいづくり活動への支援や、各種介護サービスなどの充実により、支援が必要になっても安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 みんなで子どもを見守り、育てるまち

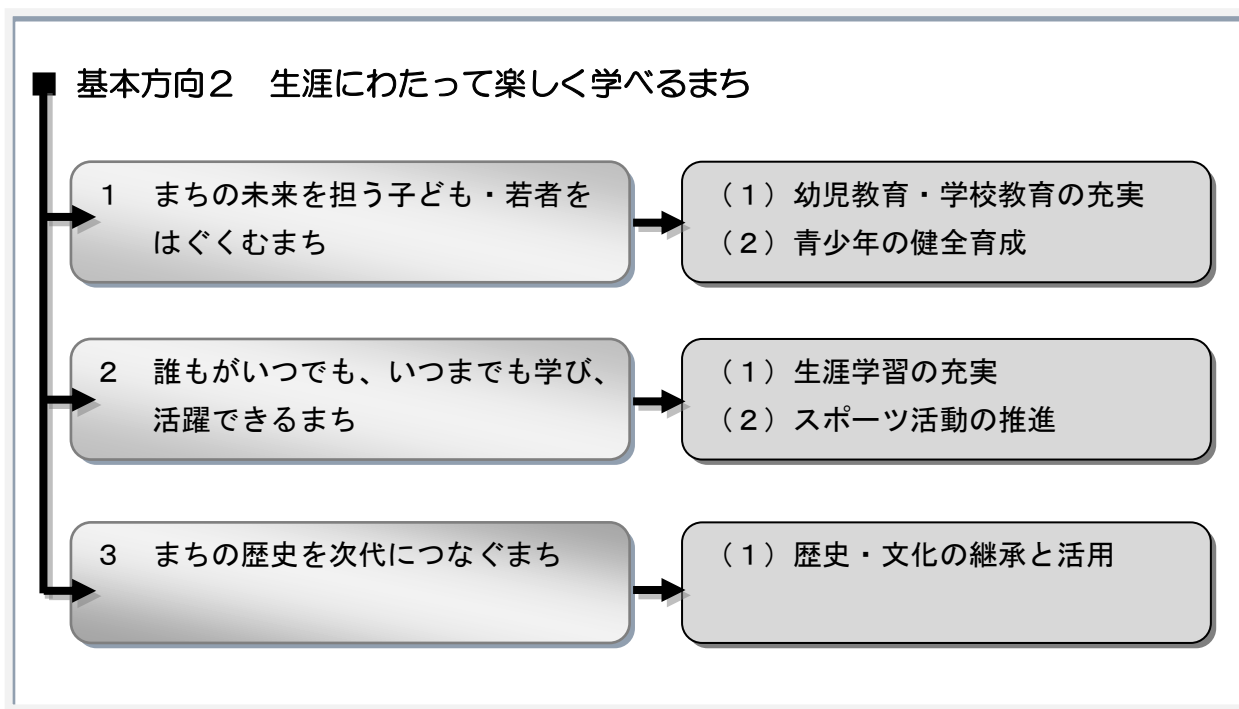
子育て家庭が安心して子どもを育てることができ、地域みんなで子どもを見守り、はぐくむまちをつくりま

4 一人ひとりを大切にするまち

啓発などにより人権に関する認識を深め、偏見や差別などの人権侵害のない環境をつくりま

基本方向2 生涯にわたって楽しく学べるまち

子どもから高齢者まで、誰もがいつでもどこでも自分らしく学び、活動できる環境づくりを進めるとともに、先人から受け継いだまちの歴史や魅力ある文化の継承とその活用に努め、生涯にわたって楽しく学べるまちをつくります。



【政策】

1 まちの未来を担う子ども・若者をはぐくむまち

学校、家庭、地域の連携により、子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、心身の健全な育成を促す環境を整備します。

2 誰もがいつでも、いつまでも学び、活躍できるまち

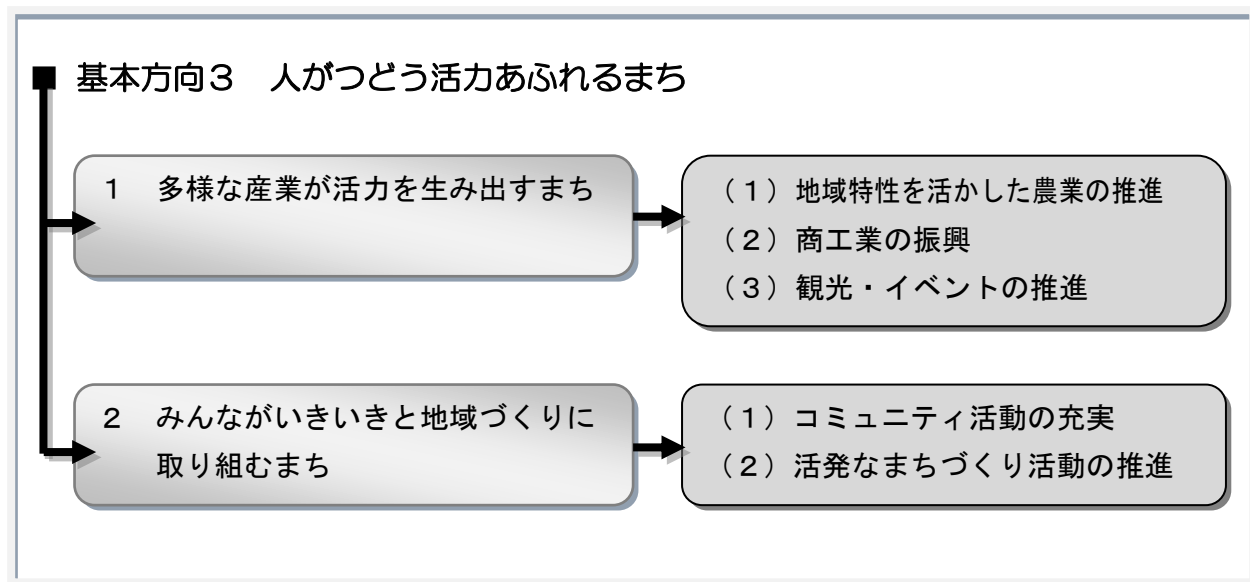
住民のさまざまな学習やスポーツニーズに対応した環境づくりを進めるとともに、学んだ知識や経験を広く活かせるまちづくりを進めます。

3 まちの歴史を次代につなぐまち

先人から受け継いだまちの歴史や文化を守り、活用するとともに、次代に伝える取り組みを進めます。

基本方向3 人がつどう活力あふれるまち

地域固有の資源や活動を活かした観光やイベント、農業や商工業の振興などによって、町内外の交流と主体的な活動の活性化を促進し、人がつどう活力あふれるまちをつくります。



【政策】

1 多様な産業が活力を生み出すまち

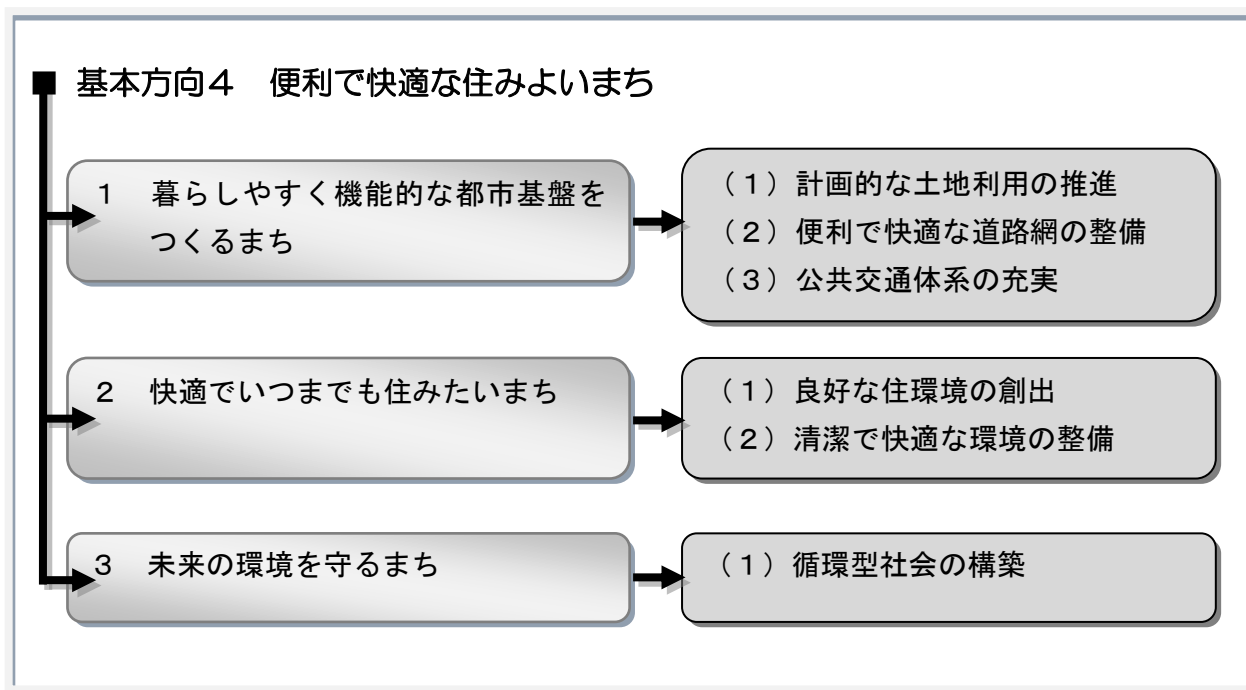
住民と行政が一体となって、地域資源を活かした農業、商工業、観光振興を進め、ゆとりと生きがいをもって生活できる環境づくりを推進します。

2 みんながいきいきと地域づくりに取り組むまち

住民による身近なコミュニティ活動や新たなまちづくり活動を促進し、住民がいきいきと活躍できるまちづくりを進めます。

基本方向4 便利で快適な住みよいまち

利便性と自然環境が調和した、快適で安全なまちづくりを進めるとともに、住民生活における環境保全への取り組みを活発化し、便利で快適な住みよいまちをつくります。



【政策】

1 暮らしやすく機能的な都市基盤をつくるまち

計画的な土地利用を進めるとともに、安全で環境にやさしい道路整備を進め、暮らしやすい都市基盤を整備します。

2 快適でいつまでも住みたいまち

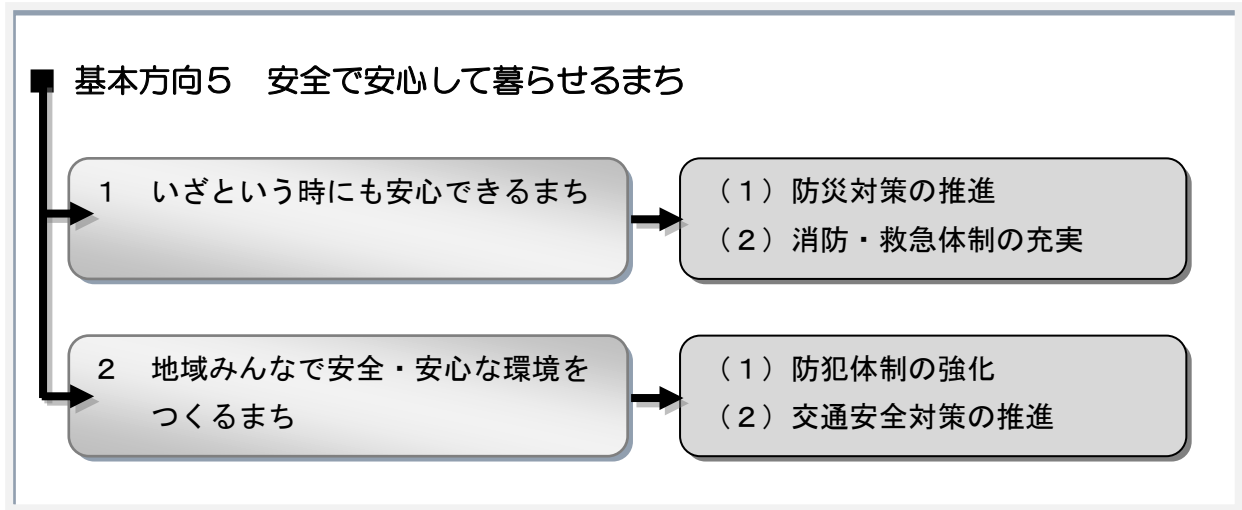
行政と住民との協働により、暮らしやすく、清潔で美しい住環境を整備します。

3 未来の環境を守るまち

環境への負荷を低減する生活スタイルを浸透させるとともに、自然との共生を図り、環境を守り、育てるまちづくりを進めます。

基本方向5 安全で安心して暮らせるまち

住民の生命と財産を守る災害に強いまちを構築するとともに、地域との連携による犯罪防止や交通安全対策を進め、安全で安心して暮らせるまちをつくります。



【政策】

1 いざという時にも安心できるまち

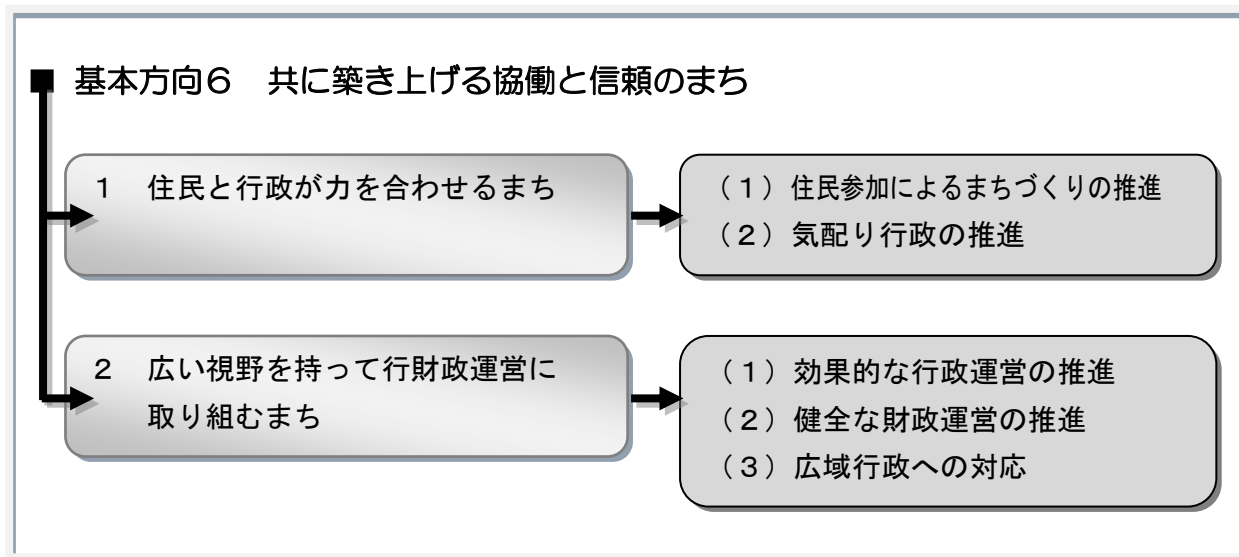
防災や災害時対策、速やかな復旧などに対応できる体制を整備するとともに、住民による防災活動を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。

2 地域みんなで安全・安心な環境をつくるまち

住民の防犯、交通安全活動の活性化により、犯罪や交通事故、消費生活などに関するさまざまな不安の解消に努めます。

基本方向6 共に築き上げる協働と信頼のまち

行政と住民との役割分担と協働により、最小の経費で最大の効果をあげることができる柔軟で効率的な組織をつくとともに、健全な財政運営の維持に努め、共に築き上げる協働と信頼のまちをつくります。



【政策】

1 住民と行政が力を合わせるまち

必要な情報を入手し、共有することで住民が積極的にまちづくりに参画できる環境づくりを進めるとともに、住民の視点に立った行政サービスの提供を進めます。

2 広い視野を持って行財政運営に取り組むまち

社会情勢や環境の変化などに的確に対応し、近隣市町とも連携しながら、持続可能で安定した行財政基盤を確立します。